

社会福祉法人湖南省社会福祉協議会「地域つながり活動助成金」交付要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人湖南省社会福祉協議会（以下、「本会」という。）「地域つながり活動助成金」（以下、「助成金」という。）は、誰もが安心して暮らし続けることができる豊かな地域社会を目指して地域課題の解決に取り組む地域福祉活動や住民の支えあい活動など、地域福祉の増進を図る事業の経費の一部を助成することを目的とする。

(助成金の財源)

第2条 この助成金は、本会会費、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金、本会福祉基金等を財源とする。

(助成対象事業)

第3条 助成対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、湖南省の地域福祉の向上のための活動で次の各号に定める事業とする。なお、各事業の具体例は別表第1のとおりとする。

- (1) 地域見守り事業（見守り・配食・傾聴）
- (2) 住民主体の生活支援事業（移動・買物・訪問支援・居場所）
- (3) つどい事業（高齢者・障がい児者・子ども若者のつどい）
- (4) 地域福祉課題の把握・解決事業（調査・研究・分析・広報活動）
- (5) 世代間交流・国際交流イベント助成事業
- (6) 地域での人材（ボランティア）養成研修会・まちづくり（福祉）講演会の開催事業
- (7) その他審査会において必要と認めた事業

2 助成対象とならない事業は、次の各号に定める事業とする。

- (1) 国、自治体、他の機関から、同趣旨の補助金、助成金、寄附金等を受けている事業
- (2) 主たる活動範囲が湖南省以外の団体等によって行われる事業
- (3) 政治活動、宗教活動、又は営利活動を目的とする事業
- (4) 反社会的な活動
- (5) その他、審査会において適当でないと認める事業

(助成対象者)

第4条 助成対象者は、以下の全ての要件をみたすものとする。

- (1) 主たる活動を湖南省内で行っている地域づくり組織（区・自治会・地域まちづくり協議会）、福祉団体、ボランティアグループ、事業所または個人
- (2) 本会事業・活動に対して協力できること。
- (3) 赤い羽根共同募金運動について協力の意思があること。
- (4) 事業実施の際に印刷物等に「この事業は湖南省社会福祉協議会の会費・赤い羽根共同募金による助成を受けています」という記載をすること。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費は、別表第2に定めるところによる。ただし、経常的運営費と人件費(賃金)を除く。

(助成金の額及び期間)

第6条 助成は、本会の当該年度予算額の範囲内で行う。ただし、千円未満は切り捨てとする。

2 事業規模に応じて、第3条の助成対象事業より選択し、1団体最大2事業まで申請できる。ただし、初めて実施する活動や事業については、事業準備経費に申請できる。また、通年事業であり、年度途中で事業を開始する場合は月割りで助成する。

(1) 事業準備経費 上限5万円

(2) 事業運営経費 上限10万円

3 助成割合は、助成対象経費の4分の3以内とする。

4 助成金の申請は、同一事業最大3回までとする。

5 助成対象期間は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金を受けようとするもの(以下「助成申請者」という。)は、以下の書類及び本会会長(以下、「会長」という。)が必要と認める書類を添え会長に提出しなければならない。

(1) 助成金交付申請書(様式第1号)

(2) 事業計画書(様式第2号)

(3) 事業収支予算書(様式第3号)

(4) チェックリスト

(5) 会則、規約(またはそれらに相当するもの)

(6) 団体の会員名簿及び役員名簿(役員名簿は必ず代表者・会計担当者を明記)

(7) 助成申請者の前年度決算書及び事業報告書

(8) 活動内容がわかるもの(事業案内等)

(9) 経費見積書(備品購入等の場合のみ)

(審査基準)

第8条 助成の審査基準は、次の各号に掲げる条件によるものとする。

(1) 助成の対象となる事業の目的が適切であり、地域福祉の向上に効果的であること

(2) 明確かつ具体的な計画に基づき、推進体制が確立しており、事業目的の達成が見込めること

(審査会の開催)

第9条 会長は、助成申請者より第7条に掲げる申請書類を受理したときは、審査会を年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は、その都度開催することができる。

- (1) 審査会は、会長を含む6名以内の委員で構成する。
- (2) 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 審査会は、必要があると認めるときは、助成申請者の代表者または代理の者に出席を求め、説明を聴くことができる。
- (4) 審査会では、第3条及び第5条、第8条に照らし、申請書類の内容を審査する。

2 審査会に関し、必要な事項は別に定める。

(助成金の交付決定)

第10条 会長は、審査会において助成金交付先、助成金額を決定したときは、助成金交付決定（当初・変更）通知書（様式第1号-①）を当該助成申請者に通知する。また、助成金の不交付を決定したときは、助成金不交付決定通知書（様式第1号-②）を当該助成申請者に通知する。

(交付事業の変更及び廃止)

第11条 前条の規定により助成金の交付決定通知を受けた助成申請者（以下、「被交付者」という。）が、交付事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ助成金計画変更承認申請書（様式第5号）を（変更の場合にあつては変更後の内容を記載した事業計画書（様式第3号）および事業収支予算書（様式第2号）を添え）提出し、会長の承認を受けなければならない。

(助成金の交付請求)

第12条 被交付者は、助成金交付請求書（様式第4号）を会長に提出するものとする。

(助成金交付の取消)

第13条 会長は、次に該当する場合は助成金の交付の全部若しくは一部を取消することができる。また被交付者は当該取消に係る助成金を返還しなければならない。

- (1) 交付決定を受けた助成対象経費以外の用途に使用したとき
- (2) 助成事業の実施ができなくなったとき
- (3) その他、法令または本要綱に違反したとき

(会計処理)

第14条 被交付者は、助成事業に係る経理を明確に処理しておかななければならない。

2 被交付者は、助成事業の収支状況がわかる会計帳簿、通帳及び証拠書類を年度終了後5年間保管し、会長に開示を求められた場合には、すみやかに開示しなければならない。

(事業の公開)

第15条 助成事業は、本会広報誌及びホームページ等への掲載、他の地域福祉活動実践者への紹介等を行う場合がある。

2 前項に関連して、事業に係る資料・写真等の提供及び視察受入れ等について、被交付者に協力を求める場合がある。

(報告書の提出)

第 16 条 助成金の適正な執行を図るため、被交付者は事業が完了したときは、すみやかに助成金事業完了報告書(様式第 6 号)、及び事業実績書(様式第 7 号)、事業収支決算書(様式第 8 号)にその他会長が必要と認める書類を添えて会長に提出しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（助成対象事業例）

第3条に掲げる助成対象事業の具体例はつぎのとおりとする。

（1）地域見守り事業（見守り・配食・傾聴）	
1	高齢者見守り訪問事業 住民ボランティアが、一人暮らし高齢者宅を訪問し安否確認と声かけを行う。
2	配食サービスによる安否確認事業 週数回の弁当配達を通じて、食事支援と同時に健康状態や生活状況を把握する。
3	電話・訪問による傾聴ボランティア活動 孤立しがちな高齢者等を対象に、定期的な電話や訪問で話を聴き、心のケアを行う。
（2）住民主体の生活支援事業（移動・買物・訪問支援・居場所）	
1	買物支援同行サービス 住民ボランティアが高齢者と一緒にスーパー等へ同行し、買物や外出を支援する。
2	地域送迎・移動支援事業 通院やサロン参加のため、住民が運転する車での送迎支援を行う。
3	地域の居場所づくり事業 空き家や公民館を活用し、誰でも立ち寄れる交流の場（お茶会・談話室）を運営する。
（3）つどい事業（高齢者・障がい児者・子ども若者のつどい）	
1	高齢者ふれあいサロン 体操・趣味活動・茶話会を行い、閉じこもり防止と交流促進を図る。
2	障がい児者交流のつどい レクリエーションや創作活動を通じて、本人・家族同士の交流を深める。
3	子ども・若者の居場所事業 学習支援や相談、自由に過ごせる空間を提供し、孤立防止につなげる。
（4）地域福祉課題の把握・解決事業（調査・研究・分析・広報活動）	
1	地域福祉アンケート調査事業 住民アンケートを実施し、生活困窮・孤立・移動困難等の課題を把握する。
2	福祉資源マップ作成プロジェクト 相談窓口・居場所・支援団体などをまとめ、住民にわかりやすく広報する。
3	地域福祉課題検討会・研究会 関係機関・住民が集まり、調査結果をもとに課題解決策を検討する。
4	広報紙・SNSによる情報発信事業 地域の福祉活動や支援制度を広報紙やSNSで周知し、参加を促す。
（5）世代間交流・国際交流イベント助成事業	
1	世代間交流フェスティバル 高齢者・子ども・子育て世代が一緒に参加する地域イベントを開催する。

2	多文化交流イベント 外国人住民と地域住民が交流する料理教室や文化体験イベントを実施する。
3	学校・地域連携交流事業 小中学生と高齢者が一緒に昔遊びや学習活動を行い交流する。
4	外国人向け生活ガイド講座 ゴミ出し・防災・学校制度などの説明を実施する。
(6) 地域での人材(ボランティア)養成研修会・まちづくり(福祉)講演会の開催事業	
1	見守り・傾聴ボランティア養成講座 高齢者対応や傾聴技術を学ぶ連続講座を実施する。
2	生活支援ボランティア研修会 移動支援・買物支援の基礎知識や安全運転研修を行う。
3	まちづくり・地域福祉講演会 専門家を招き、地域共生社会や支えあいの重要性を学ぶ講演会を開催する。
4	防災と福祉をつなぐ人材育成講座 災害時に誰も取り残さない地域を目指した講座を実施する。

別表第2（助成対象経費）

第5条に掲げる事業対象経費はつぎのとおりとする。ただし、経常的運営費と人件費（賃金）を除く。

対象経費

報償費	講師謝礼、ボランティア謝礼等
旅費	講師・スタッフの交通費、燃料費等
使用料・賃借料	会場や機材の使用料等
印刷製本費	ポスター・チラシの印刷費等
備品費	事業に使用する備品等
消耗品費	用紙、文房具、インク代、茶菓子代等
食料費	軽食、茶菓子代等 ※審査会が特に認めた場合に限り、食料費（軽食にかかる費用など）も認められます。
通信運搬費	郵便代等
保険料	行事保険等（個人にかかるボランティア保険は対象外）

※団体の運営のための経費（団体案内のパンフレット印刷代等）は認められない。